

毎週火、金曜日発行（但休日当る）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

（翌日）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保険医療機関及び保険薬局の指定
保険医、保険薬剤師の登録
職員の数配分に関する告示の廃止
昭和三十三年度干害応急対策事業費補助金交付要綱
 - ” 種畜証明書の書換交付
 - ” 種畜の廃用
 - ” 家畜人工授精師の免許
 - ◇公告 市町村農業共済組合専任職員資格試験
保育専門学院の学生募集要項
 - ◇雑報 鳥取県市町村職員共済組合会の招集期日の変更
- 議員の当選者

告示

鳥取県告示第八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三
第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険
薬局を指定した。

昭和三十四年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保険医療機関及び保険薬局

名 称	所 在 地	指定年月日	甲表、 乙表の 別
清水整形外科 医院	倉吉市宮川町一五五	昭和三十三年 十一月十六日	乙
朝倉齒科医院	米子市角盤町一丁目 九七	十一月十日	—
堀江	” 富士見町二丁 目一六九	十一月三日	—
山田薬局	” 法勝寺七〇	十一月一日	—

鳥取県告示第九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五

第一項の規定により、次のように保険医、保険薬剤師の登録をした。

昭和三十四年一月十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

保険医及び保険薬剤師
氏名 住所
登録の記号
登録年月日

薬師寺廓磨 鳥取市東品治 鳥医六七九 昭和三十三年十二月八日
山田 春吉 米子市法勝寺 鳥薬一二二 十月二十三日
町七〇

鳥取県告示第十号

昭和三十三年十月鳥取県告示第五百十四号（職員定数の特例に関する条例の規定に基き知事が別に定める人数）は、昭和三十三年十二月二十五日限り廃止する。

昭和三十四年一月十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十一号

昭和三十三年度干害応急対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十四年一月十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十三年度干害応急対策事業費補助金交付要綱

第一 知事は、昭和三十三年発生干害応急対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、土地改良区、農業協同組合又は共同施行者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

第二 第一に規定する経費及びその補助率は、別表のとおりとする。

第三 規則第五条の規定に基く補助金の交付申請書の提出部数は、正副二部とし、その添付書類である事業計画書及び収支予算書の様式は、それぞれ別記様式第一

号及び別記様式第二号とする。
第四 規則第十八条の規定に基く実績報告書及び添付書類の様式は、別記様式第三号とし、その提出部数は正副二部とする。
第五 この要綱の規定により書類を提出する場合は、当別表

該事業の施行区域の属する市町村長及び耕地事務所長を経由しなければならない。
附 則
この要綱は、昭和三十四年一月十六日から施行する。

事業名	費目	経	費	補助率
干害応急対策事業	工事費	一 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行なう揚水機工、水路工、さく井工、仮しめ切工、機械の賃借その他これ等に準ずる用水確保のための事業に要する経費で、田地ごとにその経費が五万円以上のもの 二 共同施行に係る揚水機工、水路工、さく井工、仮しめ切工、機械の賃借その他これらに準ずる用水確保のための事業に要する経費で、田地ごとに、その経費が五万円以上のもの	六割五分	六割五分
	機械購入費	一 市町村、土地改良区又は農業協同組合に係る揚水機（揚水機専用動力機を含む。）、ポンピング機械（ポンピング専用動力機を含む。）、又は電気探査機及びそれらの附属品の購入に要する経費で、それらの機械及び器具を自ら使用する場合は、購入者ごとに、それぞれその経費が五万円以上のもの、貸与する場合は、ただし、今後その経費が五万円以上のものを購入したものに限るものとする	五割	五割

別記様式第2号

昭和33年度干害応急対策事業収支予算(又は収支精算)

1. 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	— (又は本年度予 算額)	摘 要
県補助金	円	円	内訳
市町村費			一般歳入 円
...			地元負担金 円
計			

2. 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	— (又は本年度予 算額)	摘 要
干害応急対策事業費	円	円	
工事費			
機械購入費			
燃料費			
諸雑費			

予算議決(又は予算議決予定) 年 月 日

(収支精算の場合)

3. 県補助金精算

区 分	補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	補助率	精 算 補助金額	摘 要
	円	円	%	円	

別記様式第3号

年 月 日

住 所

氏

(団体代表者

氏

名 名
(印)

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和33年度干害応急対策事業実績報告書

昭和 年 月 日付第 号をもって補助金交付決定の通知があつた昭和33年度干害応急対策事業を

別紙のとおり実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告する。

記

1. 事業成績書(第1表、第2表、第3表、第4表)

2. 収支精算書(別記様式第2号)

鳥取県告示第十二号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十四年一月十六日

種畜証明書番号	名号	種類	鳥取県知事 石 破	二 朗
昭三三鳥地第四号	花信	黒毛和種	鳥取県倉吉市古川沢 西谷弥之吉	鳥取県倉吉市古川沢 西谷幸人

鳥取県告示第十三号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十四年一月十六日

種畜証明書番号	名号	種類	鳥取県知事 石 破	二 朗
昭三三鳥取一第五一号	日の出	黒毛和種	鳥取県東伯郡北条町 岩垣義雄	鳥取県東伯郡北条町 岩垣実憲

鳥取県告示第十四号

次の種畜は廃用された。

昭和三十四年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第1表 出来高調書

本表は別記様式第1号を準用する。

第2表 機械購入調書

団地番号 事業主体番号	団地名	品目	規格	数量	単価	金額	摘要
					円	円	

第3表 諸雑費調書

科 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
		円	円	

第4表 取得財産調書

団地番号 事業主体番号	団地名	名 称	形状 寸法	製 作 年月日	数量	単価	金 額	検 收 年月日 (取得)	摘 要
						円	円		

種畜証明書番号	名号	種類	飼養者住所氏名
昭三三鳥取一第六〇号	良山	黒毛和種	鳥取県東伯郡東伯町 徳丸音松
第八〇号	小浜	"	齊尾 晃
第四一号	大錦	"	倉吉市古川沢 西谷 幸人

鳥取県告示第十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許をした。

昭和三十四年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜人工授精師免許の部

免許番号	家畜人工授精師として業務を行なう家畜の種類	住 所	氏 名
第四六七号	牛	鹿兒島県薩摩郡薩摩町中津川二、八二七	福 苗 国 光
第四六八号	全家畜	鳥取県岩美郡国府町大字町屋四〇二ノ二	金 谷 実

公 告

昭和三十三年度市町村農業共済組合専任職員資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十四年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 試験の期日及び場所
 - (一) 期日 昭和三十四年二月二十六日、二十七日
 - (二) 場所 鳥取市、米子市
- ただし、応募人員のつごうにより鳥取市一箇所とした場合は、あらかじめ出願者に通知する。
- (三) 試験場及び試験時間については、別途受験票に記載の上交付する。
- 二 受験資格
 - (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（以下「新制高等学校」という。）又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校、旧実業学校令（明治三十二年勅令第三十

九号）による実業学校（以下「旧制中等学校」という。）の農業科卒業以上の資格を有する者及び当該課程を修める者のうち試験実施年度末までに卒業見込の者

- (二) 新制高等学校又は旧制中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の資格を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業に関する課程を修了した者並びに当該課程を修める者のうち試験実施年度末までに修了見込の者
- (三) 五箇年以上国、地方公共団体その他法人格を有する団体において、農業技術指導員の経歴を有する者
- (四) 農業改良普及員の資格を有する者
- (五) 事務職員にあつて、(一)(二)(四)のほか、新制高等学校又は旧制中等学校卒業以上の資格を有する者及び当該課程を修める者のうち、試験実施年度末までに卒業見込の者
- (六) その他知事が適当と認めた者
- 三 出願手続
 - (一) 受験希望者は、次の書類を経済部農政課に提出す

ること。

- 1 受験願書（様式一）
- 2 履歴書（様式二）
- 3 受験資格者たることを証明する書類

(二) 受験願書を受理し、受験資格があると認められた者に対しては、受験票を交付するとともに試験実施に必要事項を通知する。

四 受験願書の受付

昭和三十四年一月二十日から二月五日まで

五 試験方法

試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(一) 筆記試験は、次の項目について行う。

- 農業災害補償法
- 農業共済団体組織
- 会計経理
- 農作物共済事業
- 蚕繭共済事業
- 家畜共済事業

任意共済事業

水稻、陸稻、麦栽培技術

土壤、肥料

病虫害防除

栽桑、桑樹病虫害

育蚕、蚕休、病理

養蚕一般

家畜、飼育、管理、生理衛生

農業気象

作文

(二) 口述試験は、社会常識及び人物考査とする。

六 試験合格者については、試験終了後一箇月以内に県公報にその氏名を発表するとともに、合格証を交付する。

様式一（日本標準規格B5）

受験願書

氏（ふりがな） 名

年 月 日生

農業共済組合専任（事務）職員の資格試験を（鳥取市）で
 受けたので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名 印

鳥取県知事 殿

様式二（用紙和紙）

履歴書

本籍

現住所

氏（ふりがな） 名

年 月 日生

学歴

職歴

賞罰

右のとおり相違ありません

年 月 日

氏 名 印

昭和三十四年度鳥取県立保育専門学院の学生募集を次の要項によつて実施する。

昭和三十四年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年度鳥取県立保育専門学院学生

募集要項

一 募集人員

昭和三十四年四月入学の第一学年学生 約三十五人

二 受験資格

(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者、旧中等学校令（昭和十八

年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定された者

(2) 満十八才以上の者であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者

三 試験科目

(1) 学科試験(高等学校卒業程度の学力について行う。)

(イ) 外国語 英語の一科目

(ロ) 数学 昭和三十二年以前の高専卒業者は

一般数学、解析Ⅰ、解析Ⅱ、幾何のうち一科目を選ぶ。

昭和三十三年度高専卒業者は数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲのうち一科目を選ぶ。

(ハ) 社会 一般社会の一科目

(ニ) 国語 国語甲の一科目

(ホ) 音楽 筆記試験…楽典

能力テスト…唱歌—コールユーブン

ゲン三度程度まで

より指定

器楽—バイエル六十四

番までより指定

(2) 人物考査(面接試験)

(3) 身体検査(保健所において行つた身体検査書による。)

四 応募手続

入学志願者は次の書類を提出のこと。

(1) 入学願書(学院所定の用紙)

(2) 履歴書(学院所定の用紙)

(3) 戸籍抄本

(4) 受験資格を証明する書類

最終学校の卒業又は卒業見込証明書、文部大臣の資格認定書写又は「二年以上児童の保護に従事した」ことを証する施設長の証明書

(5) 最終学校の成績調査

(6) 身体検査書(保健所において行う学院所定の身体検査書に限る。)

(7) 写真

最近三か月以内に撮影した正面上半身名刺型二枚(裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。)

〔注〕

(1)、(2)、(6)に定める用紙を必要とするときは、返信用切手同封のうえ直接学院へ請求のこと。

五 願書受付期間

昭和三十四年二月十日から二月二十五日まで(当日の消印ある者は有効)

六 願書提出先

倉吉市海田三二九の一 鳥取県立保育専門学院内教務部 入学試験係

七 試験期日及び試験場

(1) 試験期日 昭和三十四年三月七日—八日

(2) 試験場 鳥取県立保育専門学院(山陰線上井駅下車、徒歩約十分)

八 合格者発表

昭和三十四年三月中旬の予定

九 受験手数料 三百円

(1) 「鳥取県収入証紙(もよりの山陰合同銀行本支店又は鳥取県収入証紙小売さばき所から購入のこと。)

を入学願書にはりつけ消印しないこと。

十 その他

(1) 入学願書等の書類を郵送するときは、「入学願書在中」と朱書し、必ず書留便とするともに返信用封筒(応募者の住所氏名を表記すること。)

に切手(書留便とすること。)

をはりつけ同封のこと。

(2) 学院所定の「入学試験受験票」に受験者氏名を明記し、写真(前記(7)の写真の一枚)をはり、願書とともに送付すること。

(3) 児童福祉施設在職証明書には、本籍、現住所、氏名及び生年月日のほか、施設の位置、名称、勤務期

間及び勤務内容を明記すること。

雑報

昭和三十四年第一回組合会の招集（昭和三十四年一月六日公告）期日を次のとおり変更する。

昭和三十四年一月十六日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 野坂寛治

一日 時 一月二十一日 午前十時三十分

一 場所 変更なし

一 附議事項 変更なし

鳥取県市町村職員共済組合会議員の任期満了に伴う選挙の結果、次の者が当選した。

昭和三十四年一月十六日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 野坂寛治

一 市町村長選

選挙区 所属市町村名 氏名

第一区 鳥取市 入江 昶

第二区 倉吉市 早川 忠篤

第三区 米子市 野坂 寛治

第四区 境港市 足立 実

第五区 岩美町 石河 大直

第六区 郡家町 岸本 政嘉

第七区 青谷町 中田 玉平

第八区 三朝町 坂出 雅己

第九区 日吉津村 山内 英明

第十区 根雨町 川上 武一郎

二 市町村長以外の組合員側

選挙区 所属市町村名 氏名

第一区 鳥取市 村上 喜助

第二区 倉吉市 山根 基

第三区 米子市 田民 義明

第三区 米子市 東中 勲

第四区	国府町	青木 廉治	境港市	福田 繁雄
第五区	智頭町	檀原 博		
第六区	赤碕町	森 進		
第七区	会見町	清川 嘉治		
	江府町	宇田川 正晴		